

政党等寄附金特別控除を受ける方の記載例

給与所得について年末調整を受けた方で、政党等寄附金特別控除を受ける場合

【第一表】

※ この記載例の申告書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

〇〇 税務署長
30年 2月 16日 平成 29 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書A FA0113

住所 (又は居所)	XXX-XXXX	個人番号	XXXXXXXXXXXXXX
フリガナ	〇〇市△△町X-X X-X	氏名	国税 太郎
性別	男	生年 月 日	3 49 11 16

手順1
7ページ
参照

マイナンバー
(個人番号)を
記入する必要
があります。

明治・「1」
大正・「2」
昭和・「3」
平成・「4」

手順2
8ページ
参照

(単位は円)

収入金額等	給 与 ⑦	7 1 4 0 0 0 0
雑 給	公的年金等 ①	
配 当	そ の 他 ②	
一 時	配 当 ①	
給 与	給 与 ①	5 2 2 6 0 0 0
雑 給	雑 給 ②	
配 当	配 当 ③	
一 時	一 時 ④	
合 計	合 計 (①+②+③+④) ⑤	5 2 2 6 0 0 0
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 ⑥	
小規模企業共済等掛金控除 ⑦		
生命保険料控除 ⑧		
地震保険料控除 ⑨		
寡婦、寡夫控除 ⑩	0 0 0 0 0	
勤労学生、障害者控除 ⑪	0 0 0 0 0	
配偶者(特別)控除 ⑫	0 0 0 0 0	
扶 養 控 除 ⑭	0 0 0 0 0	
基 礎 控 除 ⑮	0 0 0 0 0	
⑥から⑮までの計 ⑯	2 5 8 9 1 9 6	
雑 損 控 除 ⑰		
医療費控除 ⑱		
寄 附 金 控 除 ⑲	0	
合 計 (⑯+⑰+⑱+⑲) ⑳	2 5 8 9 1 9 6	

手順3
11ページ
参照

課税される所得金額 (⑤ - ⑳)	2 6 3 6 0 0 0
上の⑳に対する税額 ㉒	1 6 6 1 0 0
配 当 控 除 ㉓	
政党等寄附金等特別控除 ㉔	2 8 5 0 0
差引所得税額 ㉕	1 3 7 6 0 0
災害減免額 ㉖	
再差引所得税額 (㉕ - ㉖)	1 3 7 6 0 0
復興特別所得税額 (㉕ × 1.1%) ㉗	2 8 8 9
所得税及び復興特別所得税の額 (㉕ + ㉗) ㉘	1 4 0 4 8 9
外国税額控除 ㉙	
源泉徴収税額 ㉚	1 6 9 5 0 0
所得税及び復興特別所得税の額 (㉕ + ㉗) ㉛	0 0
申告納税額 (㉛ - ㉚) ㉜	2 9 0 1 1
配偶者の合計所得金額 ㉝	
未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 ㉞	
申告期限までに納付する金額 ㉟	0 0
延 納 届 出 額 ㊱	0 0 0

手順4
21ページ
参照

手順4
20ページ
参照

手順5
24ページ
参照

手順5
24ページ
参照

税 理 士 署名 押印
電話 番号

郵便局名等 XXXXXXXX

区分 振動 電報 郵便 納税

○ 記載手順については、この記載例で示している「平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」の該当ページを参照してください。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にになって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にになって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にになって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例① 縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

記入例②

記入例③

【第二表】

(寄附に関する事項)

〇〇〇〇への政治活動に関する寄附金の額 97,000 円

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。

手順1
7ページ
参照

手順2
8ページ
参照

手順4
23ページ
参照

手順6
25ページ
参照

平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

住所 〇〇市△△町X-X-X-X

フリガナ 姓 名 コクゼイ タロウ
氏 名 国税 太郎

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
給与	〇〇産業株式会社 〇〇〇〇 X-X-X	7,140,000	169,500

○ 雑所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等

○ 住民税に関する事項

扶養親族の氏名 続柄 生年月日 別居の場合の住所
国税 二郎 平 21-06-01

個人番号 XXXXXXXXXXXXXXX

扶養親族の氏名 続柄 生年月日 住所
平 . . .

給与・公的年金等に係る所得以外 (平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の所得に係る住民税の徴収方法の選択
給与から差引き 自分で納付

配当に関する住民税の特例
非居住者の特例

配当割額控除額

寄附金税額控除
都道府県 市区町村 市町村
住所の市町村 市区町村
目次 支部分

別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所

整理番号 FA0067

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

第二表平成29年分は除用(画線は第一表と第二表に共通して記入する欄)

社会保険の種類	支払保険料	掛金の種類	支払掛金
社会保険料控除		小規模企業共済等掛金控除	
合計		合計	

⑧ 新生命保険料の計 旧生命保険料の計
新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計
介護医療保険料の計

⑨ 地震保険料の計 旧長期損害保険料の計

⑩ 寡婦(寡夫)控除 勤労学生控除
死別 生死不明 学校名
離婚 未帰還

⑪ 氏名

⑫ 配偶者の氏名 生年月日 配偶者控除
明・大 昭・平 . . . 配偶者特別控除

⑬ 扶養控除
控除対象扶養親族の氏名 続柄 生年月日 控除額
明・大 昭・平 . . . 万円
扶養個人番号
明・大 昭・平 . . . 万円
個人番号
明・大 昭・平 . . . 万円
個人番号
明・大 昭・平 . . . 万円
個人番号

⑭ 扶養控除額の合計 万円

⑰ 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類など

⑱ 損害控除
損害金額 保険金などで補填される金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額
円 円 円

⑲ 支払医療費等 円 保険金などで補填される金額

⑳ 寄附金の控除
寄附先の所在地・名称 寄附金 0

○ 特例適用条文等 措法41の18

控除対象配偶者や扶養親族などのマイナンバー（個人番号）も記入する必要があります。
なお、還付申告の方で、申告する所得が年末調整を受けた給与所得のみの場合で、配偶者（特別）控除や扶養控除に異動がないときは、第二表の⑫～⑭欄のマイナンバー（個人番号）の記入を省略できます。

(参考) 給与所得の源泉徴収票

平成29年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 〇〇市△△町×-××-×	(受給者番号)																	
		氏名		コクセイ タロウ															
		氏名		国税 太郎															
種別	支払金額	給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収額											
給与・賞与	7 140 000	5 226 000	2 589 196	169 500															
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)			非居住者である親族の数										
有 証者		1			1														
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額													
1,073 196		105 000		21 000															
(摘要)																			
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額											
		25,000	35,000	90,000				25,000											
住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除(1回目)		住宅借入金等特別控除(2回目)		住宅借入金等特別控除(3回目)		住宅借入金等特別控除(4回目)											
控除対象配偶者		氏名		氏名		氏名		氏名											
		コクセイ リョウコ		国税 良子		配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額											
控除対象扶養親族		氏名		氏名		氏名		氏名											
1		コクセイ イチロウ		国税 一郎		16歳未満の扶養親族		コクセイ ジロウ		国税 二郎									
2																			
3																			
4																			
未成年者	外国人	死亡退職者	災害者	本人が障害者	寡婦	寡夫	勤労学生	中途就・退職			受給者生年月日								
								就職	退職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日
										29					○		49	11	16
支払者	住所(居所)又は所在地	〇〇区〇〇 ×-×-×																	
	氏名又は名称	〇〇産業株式会社																	
(電話) ××-××××-××××																			

【ご注意】

◎ 支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票 (原本)」を添付書類台紙に貼って提出しなければなりません。

【政党等寄附金特別控除額の計算明細書】

※ この記載例の明細書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

政党等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成29年分)

氏名 国税 太郎

この明細書は、平成29年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄附金で一定のもの（以下「政党等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄附金特別控除額を計算するために使用します。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 政党等寄附金特別控除額の計算」欄で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用も受ける場合は、まず、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」により公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次に、「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」により認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をしてから、この計算明細書で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	政党等寄附金の額 ①	97,000	円
	①以外の寄附金の額 ②	0	
	① + ② ③	97,000	
所得金額の合計額 ④		5,226,000	
④ × 40% ⑤		2,090,400	

政党等寄附金の額の合計額を書いてください。

(政党等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金額
〇〇〇〇〇	平 29・5・21	97,000 円
	平 . .	
	平 . .	

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用も受ける場合には、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の①の金額及び「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。

(注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。

・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額

・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の③の金額を転記してください。

2 政党等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ② ⑥	(赤字のときは0) 円	2,090,400
①と⑥のいずれか少ない方の金額 ⑦		97,000
2千円 - ② ⑧	(赤字のときは0)	2,000
(⑦ - ⑧) × 30% ⑨	(100円未満の端数切捨て)	28,500
平成29年分の所得税の額 ⑩		166,100
⑩ × 25% ⑪	(100円未満の端数切捨て)	41,500
政党等寄附金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額) ⑫		28,500

申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は③の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金特別控除(申告書Aは②-⑦欄、申告書Bは③-⑧欄)に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用も受ける場合には、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の①の金額又は「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の③の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18」と書いてください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○ 政党等寄附金特別控除の適用を受けるための手順と必要な書類

政党等寄附金特別控除を受ける方は、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の「政党等寄附金等特別控除」欄に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18」と書きます。

また、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」及び政党又は政治資金団体を経由して交付された総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

※ 確定申告書を提出するときまでに「寄附金(税額)控除のための書類」の交付が間に合わない場合は、その書類に代えて、寄附金の受領証(領収証)の写しを添付して確定申告し、後日、その書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。